（別紙様式例２）

# ○○地域プロジェクト設置要綱

（設置）

第１　○○○【地域プロジェクト運営者名】は、○○地域プロジェクト（以下単に「プロジェクト」という。）を設置する。

（組織及び任務等）

第２　プロジェクトは、地域プロジェクト協議会（以下「地域協議会」という。）、事務局（及び○○中小漁業経営支援協議会）からなるものとする。

１　地域協議会

（１）地域協議会は、別表の１の委員をもって組織する。

（２）地域協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを決めるものとする。

（３）会長は、地域協議会の議長となり、会務を総理する。

（４）地域協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。

（５）地域協議会は、改革計画の作成及び実施等に対する助言及び指導を受けるため、国又は地方公共団体の水産担当部局職員等必要な者の出席を求めることができる。

（６）委員の任期は３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（７）委員は、再任されることができる。

（８）プロジェクト運営者の長は、委員が破産の宣告を受け、又は禁固以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならないものとする。

（９）プロジェクト運営者の長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認め、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができるものとする。

（10）地域協議会は、プロジェクトにおける改革計画を作成し、中央協議会の認定を受けるとともに、認定された改革計画の実施状況の把握とともに必要な指導・助言等を行う。

（11）地域協議会は認定改革計画の実証結果等について検証する。

（12）地域協議会には、○○部会を設置する。

①○○部会は、別表の２の委員をもって組織する。

②○○部会は、○○○○に関し、専門的立場から地域協議会を支援する。

２　事務局

（１）事務局員は、別表の３のとおりとする。

（２）事務局は、プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

３　○○中小漁業経営支援協議会（必要に応じて記載すること。）別紙○○中小漁業経営支援協議会設置要綱のとおり。

（秘密保持義務）

第３　○○○（漁業者団体名）の役員若しくは職員若しくは地域協議会委員、事務局員、（○○部会委員）又はこれらの職にあった者は、漁業改革推進集中プロジェクトの実施に当たり、中小漁業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に遺漏しないようにしなければならない。

（別表）

１．地域協議会委員、オブザーバー名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属機関 | 役職 | 氏名 |
|  |  |  |

２．○○部会委員名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経歴 | 専門分野 | 氏名 | 実績等 |
|  |  |  |  |

３．事務局員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属機関 | 役職 | 氏名 |
|  |  |  |